

# 秋田県立能代支援学校給食調理等業務委託企画提案競技実施要綱

## 1 趣旨

本実施要綱は、秋田県立能代支援学校の給食調理等業務委託にあたり、企画提案を募集し、総合的な審査により事業候補者を選定するため、その必要事項を定めるものである。

## 2 名称

本提案競技の名称は「秋田県立能代支援学校給食調理等業務委託企画提案競技」とする。

## 3 提案競技の対象

本提案競技の詳細は、別紙「秋田県立能代支援学校給食調理等業務委託企画提案競技実施要領」による。

## 4 最優秀提案者の選定

秋田県立能代支援学校に設置する「秋田県立能代支援学校給食調理等業務委託企画提案競技審査委員会」において公正かつ適正に審査を行い、最も優れた企画提案を行った者を選定する。

## 5 企画提案競技のスケジュール

### (1) 公告期間（県ホームページ）

令和8年2月5日（木）～令和8年2月19日（木）

### (2) 参加資格申請期間

令和8年2月5日（木）～令和8年2月19日（木）

### (3) 質疑応答

令和8年2月5日（木）～令和8年2月13日（金）

### (4) 提案書受付期間

参加資格確認の日～令和8年2月26日（木）

### (5) 最優秀提案者決定

審査会 令和8年3月4日（水）

## 秋田県立能代支援学校給食調理等業務委託企画提案競技実施要領

### 1 趣旨

本実施要領は、秋田県立能代支援学校給食調理等業務の委託にあたり、企画提案を募集し、総合的な審査により事業候補者を選定するため、その必要事項を定めるものである。

### 2 事業の名称、目的及び概要

#### (1) 名称

秋田県立能代支援学校給食調理等業務委託

#### (2) 目的及び概要

別添「秋田県立能代支援学校給食調理等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

### 3 事務局

秋田県立能代支援学校 事務室

住所 〒016-0005 能代市真壁地字トメキ沢135

電話 0185-55-0691 FAX 0185-55-0681

E-mail noshiro-s@pref.akita.lg.jp

### 4 参加条件

#### (1) 次に掲げる者以外の者

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者。
- イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者。
- ウ 参加資格確認の日において、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業の禁止又は停止の処分を受けている者。

#### (2) 過去2年間に、学校給食業務又は病院給食業務の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

#### (3) 秋田県内に本店、支店又は営業所を有すること。

#### (4) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

### 5 参加資格の確認の手続

企画提案書を提出しようとする者は、次により秋田県立能代支援学校長に申請し、参加資格を全て満たしていることの確認を受けなければならない。なお、参加資格の確認は申請書を受理した後に事務局にて行い、その結果を令和8年2月20日（金）までに通知する。

#### (1) 参加資格に関する提出書類

##### 1) 参加資格確認申請書（様式第1号）

2) 会社概要等整理票 (様式第2号)

※ 会社概要等紹介のパンフレットがある場合は併せて添付すること。

3) 業務受託実績整理票 (様式第3号)

(2) 提出方法 持参または郵送 (書留郵便に限る、受付期間内必着)

(3) 提出期限 令和8年2月19日(木)午後3時まで。

(4) 提出場所 上記「3 事務局」とする。

6 企画提案にかかる質疑応答

(1) 提出形態

会社名、担当者の所属、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、質問内容及び質問内容を端的に表す表題を明記した文書による。

(2) 提出方法及び場所

持参、郵送 (書留郵便に限る)、電子メールまたはFAXにより、上記「3 事務局」に提出すること。

(3) 受付期間

公募開始の日から令和8年2月13日(金)午後3時までとする。

(4) 回答方法

回答は電子メール又はFAXで行う。また、共有すべき情報が発生した場合は、質問及び回答の内容を参加資格確認者全てに通知する。なお、回答内容は本要領及び仕様書の追加又は修正とみなすこと。

(5) その他

企画提案書に関する事項について、事務局に対する照会及び連絡等は、この要領に定める手続き以外は受理しない。

7 企画提案書の作成及び提出

(1) 企画提案書及び必要書類の提出をもって、参加表明とする。

(2) 提案は1案に限る(複数の提案は不可)。

(3) 企画提案書は、仕様書及び関係資料を熟読のうえ、別紙「企画提案書記載要領」に基づき作成すること。

(4) 企画提案書のサイズ等は、原則A4版、横書きとする。

(5) 企画提案書には、図、表、その他必要と思われる資料を添付すること。

(6) 提出部数 正本1部、副本7部

- ・ 製本の方法は自由とするが、提案書が容易に離散しないように綴じること。
- ・ 正本には代表者印を押印すること。

(7) 提出の方法及び場所 6の(2)に同じ。

(8) 提出期間

参加資格確認の日から令和8年2月26日(木)正午までとする。

8 提案の審査

(1) 審査方法

「秋田県立能代支援学校給食調理等業務委託企画提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の厳正な審査により選定する。

なお、ヒアリング等は実施しない。

（2）企画提案の採点

審査にあたっての評価項目及び配点割合は次のとおりとする。

1 委託業務に対する基本的な考え方	10点
2 同種業務の実績	10点
3 業務体制、運用方式	15点
4 危機管理、安全体制	15点
5 地産地消に対する考え方	10点
6 特別支援学校児童生徒への配慮内容	10点
7 費用（概算見積書）	20点
8 賃金水準の向上	5点
9 女性の活躍推進	5点

（3）審査結果の通知

参加者には、企画提案の審査後、採否の結果を書面により通知する。

9 その他

- （1） 提案に係る一切の経費については、提案者の負担とする。
- （2） 提案が次のいずれかに該当する場合には、審査対象から除外する。
  - ・ 提案書に虚偽の内容が記載されている場合
  - ・ 提案者が関係者に対し、不当な活動を行ったと認められる場合
  - ・ 提案書が定められた提出方法、提出先、期限に適合していない場合
- （3） 提出期限以降の提案書の差替又は再提出は認めない。
- （4） 提出された提案書は返却しない。
- （5） 提出された提案書は当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- （6） 提出された提案書の機密保持には十分配慮する。
- （7） 提案書作成のために学校長より受領した全ての資料は、学校長の了解を得ないで公表及び使用してはならない。
- （8） 契約保証金の納付については、秋田県財務規則第177条、第178条によるものとするが、最優秀提案者が契約保証金の全部又は一部の免除を申し出る場合は、契約締結までに契約保証金免除申請書と次のいずれかの書類を提出すること。
  - ・ 秋田県立能代支援学校長を被保険者とする履行保証保険契約書
  - ・ 過去2年間の間に国又は地方公共団体と締結した種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の業務委託契約書の写し及びその履行を確認できる書類の写し